

# 2023 第3回 阪大本番レベル模試（人外法経）

採点基準

## ■現代文 採点の原則

### ■採点の原則

- ① 全ての答案について各要素単独採点とするが、答案が全く日本語の文（章）の体をなしていないと判断される場合は、要素の有無に関係なく0点とする。
- ② 文脈のねじれがある、また主述の対応に問題があると判断される場合は、要素ごとに加点した上で、全体から2点減点する。
- ③ 漢字の誤り、送り仮名の誤り、句点の欠如については、一つごとに1点減点する。

## □ 現代文 50点

問一 2点×4＝8点

- (a) 措置                      (b) 遮蔽                      (c) 封殺  
(d) 流布

問二 6点

■解答 ※抜き出し問題なので、正解はこれのみ。ただし、冒頭の「一方で、」は無くても可○とする。

一方で、本来権力の客体であるはずの投票権者を、権力の主体にすり替え、他方で、真の権力の所在を見えなくするトリック

■模範解答例 ※各要素同意表現可。ニュアンスが正しければ許容。

A〇4点

B〇3点

C〇2点

主権概念は「**一神教の神の至高性・絶対性に由来する**」が故に、**主権者は誰にも教育できない**至高の存在者で

D〇2点

E〇3点

F

あり、**特定の立場から弁論を展開する**、**人民に拘束されない存在だから**。

■形式上の不備

- ・文末表現は要素F参照

■字数…八十字 **三十九字以下のものは全体不可(0点)**

◆加点ポイント

■要素A 「主権概念は一神教の神の至高性・絶対性に由来する」(4点)

- ・「主権概念」は「主権・主権論」などでも可。ほぼ同内容の説明がなされていると判断できれば可。
- ・「至高性」「絶対性」のいずれか一つを欠く場合は3点。両方欠く場合は2点。
- ・「一神教の神」に相当する説明を欠く場合は2点。
- ・説明が曖昧であると判断される場合は1点。

■要素B 「主権者は誰にも教育できない」(3点)

- ・ほぼ同内容の説明がなされていると判断できれば可。
- ・説明が曖昧であると判断される場合は1点。

■要素C 「至高の存在者であり」(2点)

- ・ほぼ同内容の説明がなされていると判断できれば可。
- ・説明が曖昧であると判断される場合は1点。

■要素D 「特定の立場から弁論を展開する」(2点)

- ・ほぼ同内容の説明がなされていると判断できれば可。
- ・説明が曖昧であると判断される場合は1点。

■要素E 「人民に拘束されない存在だ」(3点)

- ・ほぼ同内容の説明がなされていると判断できれば可。
- ・説明が曖昧であると判断される場合は1点。

■要素F 「…から…ので…ため」といった文末表現が原則。理由説明答案の文末表現として不適切である

と判断される場合はマイナス1点。

■模範解答例 ※各要素同意表現可。ニュアンスが正しければ許容。

A○2点 B○2点

C○2点

D○2点

E○3点

投票権者が支持も反対もしない政治的中立性を強いられ、法の正統性を支えて政治的な決定に参加する

F○3点

G

という役割を奪われ、決定を受け容れるだけの存在におとしめられる事態。

■形式上の不備

- ・文末表現は要素G参照

■字数：八十字 三十九字以下のものは全体不可 (0点)

◆加ポイント

■要素A「投票権者が」(2点)

- ・答案中のどこかに「投票権者」に相当する語があれば可。無ければ0点。

■要素B「支持も反対もしない(ことを強いられ)」(2点)

- ・ほぼ同内容の説明がなされていると判断できれば可。
- ・説明が曖昧であると判断される場合は1点。

■要素C「政治的中立性を強いられ」(2点)

- ・ほぼ同内容の説明がなされていると判断できれば可。
- ・説明が曖昧であると判断される場合は1点。

■要素D「法の正統性を支え(る役割を奪われ)」(2点)

- ・ほぼ同内容の説明がなされていると判断できれば可。
- ・説明が曖昧であると判断される場合は1点。

■要素E「政治的な決定に参加するという役割を奪われ」(3点)

- ・ほぼ同内容の説明がなされていると判断できれば可。
- ・「政治的な」あるいは「決定」に相当する説明のいずれかを欠く場合は2点。
- ・説明が曖昧であると判断される場合は1点。

■要素F「決定を受け容れるだけの存在におとしめられる」(3点)

- ・「おとしめられる」はなくても可。ほぼ同内容の説明がなされていると判断できれば可。
- ・説明が曖昧であると判断される場合は1点。

■要素G「…事態・こと」という文末表現が原則。不適切な文末表現であると判断される場合はマイナス

1点。

問五 8点

■模範解答例 ※各要素同意表現可。ニュアンスが正しければ許容。

A〇2点

B〇2点

C〇2点

D〇2点

E

人間的生の基盤が「瓦解し」、忍従・隷属を強制されて、人が人材や人的資源としてモノ化される状況。

■形式上の不備

- ・文末表現は要素E参照

■字数…四十五字 二十二字以下のものは全体不可(0点)

◆加ポイント

■要素A「人間的な生の基盤が瓦解し」(2点)

- ・ほぼ同内容の説明がなされていると判断できれば可。
- ・説明が曖昧であると判断される場合は1点。

■要素B「忍従・隷属を強制されて」(2点)

- ・「忍従」「隷属」のいずれか一つを欠いても可。ほぼ同内容の説明がなされていると判断できれば可。
- ・説明が曖昧であると判断される場合は1点。

■要素C「人が人材や人的資源として」(2点)

- ・「人材」「人的資源」のいずれか一つを欠いても可。ほぼ同内容の説明がなされていると判断できれば可。
- ・説明が曖昧であると判断される場合は1点。

■要素D「モノ化される」(2点)

- ・ほぼ同内容の説明がなされていると判断できれば可。
- ・説明が曖昧であると判断される場合は1点。

■要素E「…状況・こと」という文末表現が原則。不適切な文末表現であると判断される場合はマイナス1点。

Ⅱ 現代文 50 点

問一 10 点

■模範解答例 ※各要素同意表現可。ニュアンスが正しければ許容。

A○4点

B○3点

C○3点

他者の感情や意志・欲求は理解し難く、自分と他者の物事の見方や捉え方にもずれがあり、すれ違いや相互

不信は不可避であるから。

D

■形式上の不備

- ・文末表現は要素D参照

■字数：四十字～六十字 十九字以下のものは全体不可(0点)

◆加ポイント

■要素A「他者の感情や意志・欲求は理解し難く」(4点)

- ・ほぼ同内容の説明がなされていると判断できれば可。
- ・「感情」「意志」「欲求」のそれぞれに相当する説明を欠くことに1点減点する。
- ・説明が曖昧であると判断される場合は2点。

■要素B「自分と他者の物事の見方や捉え方にもずれがあり」(3点)

- ・「見方」「捉え方」はいずれかがあれば可。ほぼ同内容の説明がなされていると判断できれば可。
- ・「物事の」に相当する説明を欠く場合は2点。
- ・説明が曖昧であると判断される場合は1点。

■要素C「すれ違いや相互不信は不可避である」(3点)

- ・ほぼ同内容の説明がなされていると判断できれば可。
- ・「すれ違い」「相互不信」に相当する説明のいずれかを欠く場合は2点。
- ・説明が曖昧であると判断される場合は1点。

■要素D「…から・ので・ため」といった文末表現が原則。理由説明答案の文末表現として不適切である

と判断される場合はマイナス1点。

■模範解答例 ※各要素同意表現可。ニュアンスが正しければ許容。

A〇3点

B〇3点

教師の求める数列の規則に従えない生徒と、親の要求しているおもちゃの片づけができない子どもの事例が、

E〇4点

行為の規則を命じる言葉は原理的にはどのようなようにも解釈可能であるが故に、ある意味では行為の仕方を決定

F

できないという点において

同様であるという点。

D〇4点

■形式上の不備

- ・文末表現は要素F参照

■字数…百字〜百二十字 四十九字以下のものは全体不可(0点)

◆加差点ポイント

■要素A「教師の求める数列の規則に従えない生徒」(3点)

- ・ほぼ同内容の説明がなされていると判断できれば可。
- ・説明が曖昧であると判断される場合は1点。

■要素B「親の要求しているおもちゃの片づけができない子ども」(3点)

- ・ほぼ同内容の説明がなされていると判断できれば可。
- ・説明が曖昧であると判断される場合は1点。

■要素C「行為の規則を命じる言葉は」(4点)

- ・ほぼ同内容の説明がなされていると判断できれば可。
- ・「規則」に相当する説明を欠く場合は2点。
- ・説明が曖昧であると判断される場合は1点。

■要素D「原理的にはどのようなようにも解釈可能である」(4点)

- ・ほぼ同内容の説明がなされていると判断できれば可。
- ・「原理的」に相当する説明を欠く場合は2点。
- ・説明が曖昧であると判断される場合は1点。

■要素E「行為の仕方を決定できないという点において」(4点)

- ・ほぼ同内容の説明がなされていると判断できれば可。
- ・「仕方」に相当する説明を欠く場合は2点。
- ・説明が曖昧であると判断される場合は1点。

■要素F 二つの事項が同様であることを説明する答案の文末表現として妥当であると判断できれば広く許容して可。不適切であると判断される場合はマイナス1点。

■模範解答例 ※各要素同意表現可。ニュアンスが正しければ許容。

A〇2点

B〇4点

C〇3点

D〇2点

E〇3点

F〇2点

G〇2点

H〇4点

何らかの行為を実践している人間は、その行為がある規則の正しい理解の結果であることを自明視しているが、その理解の仕方がなぜ正しいのかについては、規則を提示する言葉が原理的にどのようなようにでも解釈できてしまうが故に、自分の解釈の正しさについてどこまで突きつめて考えたとしても究極的な根拠には到達できないから。<sup>I</sup>

■形式上の不備

- ・文末表現は要素I参照

■字数：百三十字～百五十字 六十四字以下のものは全体不可(0点)

◆加差点

■要素A「何らかの行為を実践している人間は」(2点)

- ・ほぼ同内容の説明がなされていると判断できれば可。
- ・説明が曖昧であると判断される場合は1点。

■要素B「その行為がある規則の正しい理解の結果であることを自明視している」(4点)

- ・ほぼ同内容の説明がなされていると判断できれば可。
- ・「規則の理解」と同等の説明が不明瞭と判断される場合は2点
- ・説明がかなり曖昧であると判断される場合は1点。

■要素C「その理解の仕方がなぜ正しいのかについては」(3点)

- ・ほぼ同内容の説明がなされていると判断できれば可。
- ・「理解(の仕方)」と同等の説明が不明瞭と判断される場合は2点
- ・説明が曖昧であると判断される場合は1点。

■要素D「規則を提示する言葉が」(2点)

- ・ほぼ同内容の説明がなされていると判断できれば可。
- ・「規則」または「言葉」を欠くなど、説明が曖昧であると判断される場合は1点。

■要素E「原理的にはどのようなようにでも解釈できてしまう」(3点)

- ・ほぼ同内容の説明がなされていると判断できれば可。
- ・「原理的」に相当する説明を欠く場合は2点。
- ・説明が曖昧であると判断される場合は1点。

■要素F「自分の解釈の正しさについて」(2点)

- ・ほぼ同内容の説明がなされていると判断できれば可。
- ・説明が曖昧であると判断される場合は1点。

■要素G 「どこまで突きつめて考えたとしても」(2点)

- ・ ほぼ同内容の説明がなされていると判断できれば可。
- ・ 説明が曖昧であると判断される場合は1点。

■要素H 「究極的な根拠には到達できない」(4点)

- ・ ほぼ同内容の説明がなされていると判断できれば可。
- ・ 「究極的」に相当する説明を欠く場合は2点。
- ・ 説明がかなり曖昧であると判断される場合は1点。

■要素I 「…から…ので…ため」といった文末表現が原則。理由説明答案の文末表現として不適切であると判断される場合はマイナス1点。

問一 6点

A〇3点

〔模範解答例〕

我が身にまさって大事なものはないよ。

B〇3点

幼子はどうしようもなくいとおしいけれども。

■加ポイント

※ 要素Aと要素Bの書かれている順序は逆でもよい。

A 「我が身にまさって大事なものはないよ」(3点)

※ 「身にまさるものなかりけり」の訳。

① 「我が身にまさるものはない・我が身以上のものはない」の意が読み取れば【1点】。

○ 「我が身」は「自分・自分の命・私の身」などでもよい。

② 右の①の【1点】がある上で、「大事な・大切な・可愛い・愛しい」の意もあれば【2点】。

③ ②の【1点】がある上で、「よ・よ・なあ」など詠嘆の意もあれば【2点】。

○ ②の【1点】がある上で、②の意も、③の意も両方あれば【3点】。

B 「幼子はどうしようもなくいとおしいけれども」(3点)

※ 「みどり子はやらんかたなくかなしけれども」の訳。

① 「幼子はいとおしい(かわいい)けれども」の意が読み取れば【2点】。

○ 「幼子」は「赤子・赤ん坊」でもよい。

▲ 「幼子」が「みどり子」のままになっている場合は、①から【減点 1点】。

▲ 「けれども」に相当する逆接の表現がない場合は、①から【減点 1点】。

② 「どうしようもなく」が「みどり子」の意があれば【1点】。

※ 「どうしようもなく」は、「とても・たいそう・この上なく・並一通りでなく」など、または「どこにもやりたくないほどに」などでは×。

問二 6点+8点=14点

(a) 6点

A〇1点

B〇1点

C〇1点

D〇3点

〔模範解答例〕

捨て子の父や母がいるなら、名乗り出れば、子と一緒は親の面倒も見るといふのだ。

■加ポイント

A 「捨て子の」(1点)

※ 要素Bが【0点】の場合は得点できない。

○ 「子の」の意があればよい。

B 「父や母がいるなら」(1点)

○ 「父や母は」の意があればよい。

○ 「父や母」は「両親・親」などでもよい。

C 「名乗り出れば」(1点)

○ 「名乗り出よ・訪れよ」などでもよい。

D 「子と一緒に親の面倒も見る」ということ(3点)

○ 親の面倒も見る・子と共に親の面倒を見る・同様に面倒を見る」の意が読み取れればよい。

○ 「面倒見る」は「養う・生活させる・生活を保証する・情けをかける」などでもよい。

▲ 「面倒見る」が「育てる・かわいがる」などになっている場合は【減点 1点】。

▲ 他にも、あやまった表現がある箇所ごとに▲1点減点。

(b) 8点

A前半○ B○2点

A○2点

「模範解答例」

我が子を、いとおいしく思って、捨てずに自分で育てていたなら、

C○2点

D○2点

我が子が幸運に恵まれて、立派に成長することになっただろう、ということ。

■ 加点ポイント

A 「我が子を、捨てずに自分で育てていたなら」(2点)

※ 「身にそへ奉りたましかば」の解釈

○ 「我が子」は「頼実・子ども」などでもよい。

○ 「捨てずに自分で育てていたなら」は「捨てずにいたら・自分(自分たち)で育てていたなら・自分の手元に置いていたら・一緒にいたならば」などでもよい。

B 「いとおいしく思って」(2点)

※ 「かなしと思ひて」の解釈

○ 「かわいく思って・愛ゆえに」などでもよい。

C 「我が子が幸運に恵まれて」(2点)

※ 「めでたき果報のほどはあらはれざらまし」の解釈①

○ 「幸運にめぐまれなかっただろう」の意が読み取れればよい。

○ 「幸運」「果報」の訳語)は「幸せ」などでもよい。

○ 「幸運」は「素晴らしい果報・立派な果報」などとなっていれば「果報」のままでもよい。「幸運・幸せ」などとなっている場合は「素晴らしい」の意の有無は不問。

△ 「素晴らしい・立派な」などがなく「果報はあらわれなかっただろう・果報にめぐまれなかっただろう」になっている場合は【1点】。

○ 「わが子が」の有無は不問。

D 「立派に成長することもなかっただろう、ということ」(2点)

※ 「めでたき果報のほどはあらはれざらまし」の解釈②

○ 「中将にはなれなかっただろう・出世(栄達)できなかつただろう」などでもよい。

A〇3点

「模範解答例」 無事に生まれた我が子をなんとか自分で育てたいとは思ったもの、

B〇3点

C〇3点

ひどく貧かったために育てられず、やむなく「気の毒に思って拾って育ててくれる人がいるのではないが」、

D〇3点

と思って捨てたのだが 畏れ多いほど立派に成長しているのを見ると嬉しい、と書かれていた。

■加ポイント

A 「無事に生まれた我が子をなんとか自分で育てたいとは思ったもの」(3点)

① 「無事に生まれた」の意があれば【1点】。

② 「我が子を自分で育てたいと思っただが」の意が読み取れれば【2点】。

B 「ひどく貧かったために育てられず」(3点)

① 「貧しかったために」の意が読み取れれば【2点】。

② 「育てられず」の意があれば【1点】。

C 「やむなく」気の毒に思って拾って育ててくれる人がいるのではないか」と思って捨てたのだが」(3点)

① 「気の毒に思う人がいるのではないか」と思っただが」の意が読み取れれば【2点】。

② 「気の毒」の意がなく「拾う人がいるのではないか」と思っただが」となっている場合は【1点】。

③ 「捨てた」の意があれば【1点】。

D 「畏れ多いほど立派に成長しているのを見ると嬉しい、と書かれていた」(3点)

① 「立派に成長している・畏れ多いほどである」の意が読み取れれば【2点】。

② 「嬉しい・感動している」などの意があれば【1点】。

A 〇2点

B 〇2点

C 〇2点

「模範解答例」

「今から二十日あまり前に、妻に先立たれましたので、後世を弔おうと思って、

D 〇2点

E 〇2点

「このように出家いたしましたので、まったく居所も定めずに流浪しております。」

■加ポイント

※減点はそれが含まれる要素から行い、0点以下(マイナス点)にはならないものとする。

A 「今から二十日あまり前に」(2点)

※ 「この二十日あまりの前に」の現代語訳

※ 「二十日前に」の意がなければ×。

○ 「二十」は「二〇」でもよいが、▲算用数字で「20」と書かれている場合は【減点 1点】。

○ 「今から」は「つい・この・最近」でもよい。▲これがない場合、誤っている場合は【減点 1点】。

○ 「ばかり」は「ほど」でもよい。×「余」は×。▲これがない場合、誤っている場合は【減点 1点】。

B 「妻に先立たれましたので」(2点)

※ 「かれにおくれ侍りぬれば」の現代語訳

○ 「妻」は「連れ合い・伴侶」などでもよい。「先立たれ」は「死なれ」でもよい。

○ 「妻が先立った・妻が死んだ」となっているとしてもよしとする。

▲ 「妻を彼岸に送る」のような「死」を意味するが直接的でない表現は【減点 1点】。

▲ 丁寧の意「～ます」がない場合は【減点 1点】。

▲ 完了の意「～た・～ってしまった」がない場合は【減点 1点】。

▲ 原因・理由の意「～ので・～から」がない場合は【減点 1点】。

C 「後世を弔おうと思って」(2点)

※ 「後世をとぶらはんとて」の現代語訳

▲ 「後世を弔おう」は「後世」がなく、「弔おう・葬儀を行おう・供養しよう・葬送しよう」などとなっている場合は【減点 1点】。

▲ 意志の意「～しよう・～したい・～するつもりで」がない「後世を弔うために」などは【減点 1点】。

○ 「～と思って」は「～として・～と」でもよい。

D 「このように出家いたしました」(2点)

※ 「くまかりなりて」の現代語訳

○ 「出家して」の意があればよい。「このように」はなくてもよい。

▲ 謙譲の意「いたす・～申しあげる」がない場合は【減点 1点】。

○ 丁寧の意「～ます」の有無は不問。

E 「まったく居所も定めずに流浪しております」(2点)

※ 「所もさらにさだめず」の現代語訳

○ 「居所も定めず」は「居所(住む場所・住居・家・いつく所)が定まって(決まって・構えて)いない・住所不定だ」などでもよい。

○ 右の意があれば「流浪している」の有無は不問。

- ▲右の意がなく、「流浪している・行く場所が決まっていない・あてもない・行脚している」の意がある場合は【減点 1点】。
- ▲「まったく・少しも・全然」の意がない場合は【減点 1点】。
- 丁寧の意「おります・います・ゝです」などの有無は不問。

## 問五 8点

A 〇2点

B 〇2点

「模範解答例」 父の手紙によって、母の死を知って悲しみ、菩提を弔おうと思い、  
C 〇4点

父が母の菩提を弔うために出家したことを知って感じ入ったこと。

## ■加差点ポイント

A 「父の手紙によって」(2点)

※要素Bも要素Cも0点の場合は得点できない。

△「手紙」の意がなく「父の言葉で・父によって・父に再会して・父が訪ねてきて」などとなっている場合は【1点】。

△「父」の意がなく「手紙によって」となっている場合は【1点】。

B 「母の死を知って悲しみ、菩提を弔おうと思い」(2点)

○「母(両親・父母・親)の菩提を弔おうとした」、または「母の死を知った・母の死を悲しんだ(あわれんだ)・母の死を知って衝撃を受けた」の意が読み取れればよい。

○「両親の後世のとむらいのため」などでも○。

C 「父が母の菩提を弔うために出家したことを知って感じ入ったこと」(4点)

○「父が母の菩提を弔うために出家したと知った」の意が読み取れればよい。

△「母の菩提を弔うために」の意がない「父が出家したと知った」などは【2点】。

△「出家した」の意がない「父が母の菩提を弔ったと知った」などは【2点】。